ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から５までにより算定した単位数の1000分の300に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から５までにより算定した単位数の1000分の281に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から５までにより算定した単位数の1000分の296に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から５までにより算定した単位数の1000分の242に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から５までにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数

［削る。］

［加える。］

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から５までにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数

［加える。］

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から５までにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から５までにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（注１の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から５までにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から５までにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から５までにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から５までにより算定した単位数の1000分の166に相当する単位数

(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から５までにより算定した単位数の1000分の132に相当する単位数

(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から５までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から５までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数

(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から５までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数

(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　１から５までにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位数

(10)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から５までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数